# 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

### (農林水産省3-24)

政策分野名 【施策名】	漁村の健全な発展	担当部局名	水産庁 【計画課/防災漁村課/加工流通課】
政策の概要 【 <sup>施策の概要</sup> 】	漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住できる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るため、 ①漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進 ②加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 の施策を行う。	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 第2 I 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備 第2 I 6 多面的機能の発揮の促進 第2 II 3 渚泊の推進による漁村への来訪者増加 ・漁港漁場整備長期計画(注1)(平成29年3月28日閣議決定) 第1 漁場漁港整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・社会資本整備重点計画(注2)(令和3年5月28日閣議決定) 第3章 計画期間における重点目標、事業の概要 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂) III 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) 第2章 3.(5)輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 ・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) II 3.成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) 13.(2) v)農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等	政策評価 実施予定時期	令和5年8月

施策(1)	漁港•漁場	易・漁村の	総合的整備	<b>i</b> 及び多面	的機能の	発揮の促	!進				
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁村の持る漁港機能	寺つ特性を 能の維持・	活かしつて向上、漁村	つ、希望を  地域の労	持って定作 働・生活り	主できる地景境の改	也域を実現 善、災害に	見するため	う、藻場・ <sup>=</sup> 村づくり等	F潟の保全・倉 を推進する。	刊造等の豊かな生態系を目指した水産環境整備、水産物の安定供給基盤とな
目標① 【達成すべき目標】	水産業・漁	魚村の多面	i的機能(注	≦3)の発揮	Ī						
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実 I	₹積値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
	0万トン	平成	8万トン	令和	1.6万ト ン	3.2万ト ン	4.8万ト ン	6.4万ト ン	8万トン	· S↑ — 直	【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」 という。)において、重点課題「豊かな生態系の創造と海域の生産力向上」を 達成するため、成果目標として、「水産資源の回復や生産力の向上のための 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量」を定めていることを踏ま え、この成果目標を達成することにより、水産業・漁村の多面的機能の発揮に 寄与するものとして設定した。
漁場再生及び新規 ア 漁場整備による水産 物の増産量	0/1/2	28年度	(累計)	3年度	1.3万ト ン	2.5万ト ン	3.3万ト ン	4.2万ト ン	令和5 年 7月に 把予 把予	· 2   一直.	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、水産基本計画における自給率目標の達成のため、排 他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、事 業実施主体からの実施要望等を踏まえ、長期計画において目指す主な成果 として、令和3年度までにおおむね8万トンの水産物を増産するものとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績 評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
	把握(	の方法	当該年度 把握	に整備した	上再生漁場	婸(注4)及	び新規漁	魚場(注5)	)において	· 「漁獲される水	・ 産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査等を通じて実績値を
		合いの 方法	達成率(%A'ランク:							上90%未満、	Cランク:50%未満

	イ 都市漁村交流人口 の増加数	0万人	平成	100万人	令和	20万人	40万人	60万人	80万人	100万 人		【測定指標の選定理由】 水産業・漁村の多面的機能が発揮され、漁村の持つ魅力発信により、漁村への訪問や漁村の人々との交流の促進が期待されることから、「都市漁村交流人口の増加数」を指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
			0,3,70	28年度	100/3/	3年度	22万人	39万人	59万人	▲107 万人	令和4 年 10月頃 に把握 予定		漁港漁場整備長期計画(平成29年度3月28日閣議決定)の中で、漁村の活性化により都市漁村交流人口を令和3年度までにおおむね 100万人増加させることとしており、年度ごとの目標値は、令和3年度の目標値を達成するため、毎年一定割合で向上させることとして、設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
			把握0	の方法	都道府県	及び市町	村を通じて	て実績値を	*把握【被	災3県を阪	余く】		
			達成度 判定		達成率(% A'ランク:							上90%未満、	、Cランク:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	漁業地域	の防災機能	能·減災対	策の強化							
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		▋■目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	
	約84%	令和	約87%	令和	-	-	-	-	約87%	- S↑—他	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。
予防保全に向けた海 ア 岸堤防等の対策実 施率		元年度	7,50170	7年度	-	-	-	-	約86%		【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから、「予防保全に向けた堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに約87%と設定。なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握(	の方法	社会資本	整備重点	計画におり	ける指標に	フォローア	ップ調査	により把払	屋(農林水産省	・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
		合いの 方法									直)× (n-2)) × 100 Cランク: 50%未満

	イ 海岸堤防等の整備 率	約53%	令和元年度	約64%	令和 7年度	-	-	-	_	約64% 約55%	S↑一他	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防の計画高までの整備率」を指標として、令和7年度までに約64%と設定。なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
把握の方法 社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸												・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) -
			度合いの 達成度合(%)=(令和n年度実績値-基準値)×5/((令和n年度目標値-基準値)×(n-2))×100 定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

	南海トラフ地震、首 都直下地震、日本海 溝・千島海溝周辺海 溝型地震等の大規 模地震が想定されて いる地域等における 海岸堤防等の耐震 化率	約56%	令和元年度	約59%	令和 7年度	_	_	_	_	約59%	S↑一他	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸間等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「海岸堤防の耐震化率」を指標として、令和7年度までに約59%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
		把握(	の方法	社会資本	整備重点	計画におり	ける指標で	フォローア	シプ調査	こにより把払	屋(農林水産省	省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
達成度合いの 判定方法 達成度合(%)=(令和n年度実績値-基準値)×5/((令和n年度目標値-基準値)×(n-2))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満												

南海トラフ地震、首都直下地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規エ模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率	約77%	令和元年度	約85%	令和 7年度	-	-	-	-	約85%	S↑一他	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、統廃合や、常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに約85%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に
	把握(	の方法	社会資本	整備重点	計画におり	する指標で	フォローア	 <b>'</b> ップ調査	こにより把抗	屋(農林水産省	目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。 ・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
		達成度合いの 判定方法 達成度合(%)=(令和n年度実績値-基準値)×5/((令和n年度目標値-基準値)×(n-2))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

			0%	平成	30%	令和	2%	6%	8%	12%	30%	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」 という。)において、重点課題「大規模自然災害に備えた対応力強化」を達成 するため、成果目標として、「災害発生時における水産業の早期回復体制が 構築された漁港の割合」、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割 合」を定めていることを踏まえ、これら成果目標を達成することにより、漁業地 域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものを指標として設定した。
	災害発生時における 水産業の早期回復 体制が構築された漁 港の割合	070	28年度	30%	3年度	1%	3%	6%	8%	27%	<u> </u>	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港 (注6)において、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港の割合を、0%(平成28年度)から、おおむね30%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。	
			把握0	の方法	都道府県	:及び市町村	付を通じて	て実績値を	≥把握				
達成度合いの 判定方法 達成率=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										、Cランク:50%未満			

													【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」
							52%	54%	56%	58%	60%		という。)において、重点課題「大規模自然災害に備えた対応力強化」を達成するため、成果目標として、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」を定めていることを踏まえ、これら成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものを指標として設定した。
	カ	防災機能の強化対 策が講じられた漁村 の人口割合	48%	平成 27年度	60%	令和 3年度	53%	56%	58%	60%	令和4 年 10月頃 に把握 予定	S↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 事業実施主体からの実施要望や防災・減災対策の緊急性を踏まえ、全国 の漁業依存度や漁家の割合が高い漁村において、避難地となる緑地・広場 施設等の整備により、防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合を 48%(平成27年度)から、概ね60%(令和3年度)に向上させることを目標とし た。年度ごとの目標値については、令和3年度の目標値(おおむね60%)を 達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績 評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
			把握(	の方法	都道府県	及び市町村	対を通じて	て実績値を	を把握【被	災3県を	除く】		
把握の方法 都道府県及び市町村を通じて実績値を把握【被災3県を除く】  達成度合いの													
							73%	80%	86%	93%	100%		【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定)において、重点課題「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」を達成するため、成果目標として、「老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものとして設定した。
	+	老朽化に対して施設 の安全性が確保され た漁港の割合	66%	平成 28年度	100%	令和 3年度	78%	79%	83%	85%	94%	S↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値について、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、老朽化診断 の結果、岸壁及び防波堤について、その主要部に著しい老朽化が発生して おり、要求性能(施設がその目的を達成するために必要とされる性能)を下回 る可能性があると診断されていない漁港又はその診断に対して必要な対策 が行われた漁港の割合を66%(平成28年度)から、おおむね100%(令和3年 度)に向上させることを目標とした。 年度ごとの目標値については、令和3年度の目標値(おおむね100%)を達 成するため、毎年一定割合で向上させることとした。
			把握(	の方法	都道府県	及び市町村	付を通じて	て実績値を	· ··把握	<u> </u>	<u> </u>		
				合いの 2方法		%)=(当該 150%超、						上90%未満、	、Cランク:50%未満

施策(2)	加工·流通	・消費・輸	油に関する	る施策の展	<b></b> 長開						
	水産物のお安定供給			の推進、加	1工•販売	等の6次産	<b>産業化の</b> 持	<b>能進、加</b> コ	工•流通機	能の発揮によ	る適切な需給バランスの確保等により、水産物の消費拡大と安全な水産物の
目標① 【達成すべき目標】	多様なニー	ーズへの対	け応による消	肖費量の拡	大及びか	(産物の軸	俞出促進				
測定指標	基準値		. 目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	<b>坐</b> 十世	基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	深及目標の起足空間及OTIRE(水平 TIR干及)の放足の限度
	49.4kg/	平成	46.4kg/	令和	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	F= — 直	【測定指標の選定理由】 新たな「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、令和9年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を46.4kgとする目標を掲げていることから測定指標として設定した。
ア 魚介類(食用)の消 ア 費量	人年	26年度	人年	9年度	45.9kg/ 人年	44.7kg/ 人年	44.6kg/ 人年	41.9kg/ 人年	41.2kg/ 人年 (概算 値)	1 F=- <u> E</u>	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由から、年度毎の目標値として「46.4kg/人年」を設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の「魚介類(食用)の消費量」を把握できないことから、前年度の概算値を用いて実績評価を行う。
	把握0	D方法	食料需給	表(大臣官	房政策調	果食料安全	全保障室)	により把	握		
	達成度 判定		達成率(% A'ランク:								. Cランク:50%未満

	2,873億	令和	5,568億	令和	-	-	-	5,568億 円	5,568億 円	F↑一直	【測定指標の選定理由】 新たな「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
イ 水産物の輸出額	円	元年	円	7年	-	-	-	2,276億 円	3,015億 円	F   — III.	「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ設定している。なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値を便宜的に記載している。
	把握0	D方法	財務省貿	易統計に』	り把握						
	達成度 判定		達成率(% A'ランク:								. Cランク:50%未満
	o Vr VIII	平成	ac Vi VIII	令和	6漁港	12漁港	18漁港	24漁港	60漁港		【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」 という。)において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成する ため、成果目標として、「水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港(注7)で あって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、輸出を拡大させ る漁港数」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、多 様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進に寄与す るものとして設定した。
ウ 輸出拡大漁港数	0漁港	28年度	60漁港	3年度	6漁港	13漁港	15漁港	16漁港	18漁港	S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の 流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、漁港の生産・流通機能の強化や輸出先国ニーズに対 応した生産・流通体制の確保などの輸出拡大に資する取組を実施し新たに 輸出拡大した漁港数を、おおむね60漁港(令和3年度)に拡大させることを目 標とした。 年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する 際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。
	把握0	D方法	都道府県	及び市町村	付を通じて	実績値を	·把握				
	達成度 判定		達成率(% A'ランク:							上90%未満、	. Cランク:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	漁港にお	ける市場・	流通機能の	)強化							
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度			目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	
新たに品質の向上	0%	平成 28年度	50%	令和 3年度	5%	10%	15%	20%	50%	- F↑—直	【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」 という。)において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成する ため、成果目標として、「水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物 のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割 合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁港にお ける市場・流通機能の強化に寄与するものとして設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の
ア や出荷の安定が図られた水産物の取扱 量の割合					6%	8%	15%	24%	46%		流通拠点となる漁港において、新たに水産物の安全の確保・鮮度保持、出荷量の安定化、生産・流通コストの削減が図られた水産物の取扱量の割合をおおむね50%(令和3年度)にすることを目標とした。 年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。
	把握⊄	の方法	都道府県	及び市町	村を通じて	て実績値を	≥把握				
	達成度 判定		達成率(% A'ランク:								Cランク:50%未満

		予算	額計(執行	<b>行額</b> )	3年度 関連			令和3年 度行政
	政策手段 (開始年度)		元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
(1)	輸出環境整備推進 事業 (平成27年) (関連:3-1,2)	565 (378)	552 (180)	1,675 (1,219)	1,692	(2)-①-イ	-	0012
(2)	【TPP関連事業】 水産物輸出産地緊 急対策 (平成30年度) (関連:3-4)	0.3 (0.3)	299.7 (284.1)	195.2 (194.8)	-	(2)-①-イ	-	0056
(3)	持続可能な水産業 の認証活用加速化 事業 (平成30年度) (関連:3-4)	70 (翌年度 繰越)	120 (67) (50 翌年度 繰越)	50 (49)	-	(2)-①- イ	_	0057
(4)	グローバル産地づく り推進事業のうち日 本発の水産エコラベル普及推進事業 (前年度:グローバル 産地づくり推進事業 (内数)) (令和2年度)		_	36 (33)	36	(1)-①-ア	-	0060
(5)	農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度) (関連:3- 7,8,13,17,19)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	83,664 の内数 (81,755 の内数)	66,387 の内数	(1)-①- ア (1)-②- ア〜エ	_	0150
(6)	鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (関連:3- 7,13,14,19)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	11,154 (10,977)	11,005	(1)-①- ア	-	0227

(7)	農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:3- 7,8,10,13,14,15,17,1 9,20,21)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)	9,805 の内数	(1)-①- イ	_	0229
(8)	漁港海岸事業 (昭和32年度) (主)	912 (911) 684 (翌年度 繰越)	1,062 (1,061) 1,065 (翌年度 繰越)	1,645 (1,645) 1,264 (翌年度 繰越)	2,444	(1)-②- ア〜エ	_	0304
(9)	水産基盤整備事業 (補助) (平成13年度) (主)		37,874 (37,533) 23,137 (翌年度 繰越)	43,556 (43,062) 24,866 (翌年度 繰越)	31,646	(1)-①- ア (1)-②- オ (1)-②- カ (1)-②- キ (2)-①- ウ (2)-②- ア	_	0305
(10)	水産基盤整備事業 (直轄) (平成13年度) (主)	2,831 (2,824) 572 (翌年度 繰越)	3,829 (3,812) 856 (翌年度 繰越)	3,722 (3,542) 350 (翌年度 繰越)	2,473	(1)-①- ア	_	0306
(11)	浜の活力再生・成長 ) 促進交付金 (平成17年度) (主、関連:3-22,23)	5,917の 内数 (4,978の 内数) 3,401 (翌年度 繰越)	6,212の 内数 (5,809の 内数) 2,554 (翌年度 繰越)	3,459の 内数 (3,160の 内数) 1,168 (翌年度 繰越)	2,655の 内数	(1)-①- イ (1)-②- カ (2)-①- ア	-	0307
(12)	離島漁業再生支援 等交付金 (平成22年度) (主)	1,506 (1,266)	1,518 (1,327)	1,463 (1,301)	1,463	(1)-①- ア	-	0308

水産物流通調査事 業 (13) (平成24年度) (主)	77 (72)	75 (71)	68 (66)	34	(2)-①- ア	-	0309
水産多面的機能発 (14) 揮対策 (平成25年度) (主)	2,800 (2,284)	2,855 (2,492)	2,556 (2,367)	1,800	(1)-①- ア	-	0310
【TPP関連事業】 水産基盤整備事業 (15) (補助) (TPP対策) (平成27年度) (主)	3,300 (3,300) 4,014 (翌年度 繰越)	4,014 (4,014) 5,829 (翌年度 繰越)	4,607 (4,380) 3,342 (翌年度 繰越)	1	(2)-①- ヴ (2)-②- ア	-	0311
【TPP関連事業】 水産物輸出促進緊 (16) 急推進事業 (平成27年度) (主)	1,084 (906) 864 (翌年度 繰越)	795 (535) 69 (翌年度 繰越)	69 (69)	1	(2)-①- イ		0312
【TPP関連事業】 水産物輸出拡大施 (17) 設整備事業 (平成28年度) (主)	2,100 (2,100) 2,800 (翌年度 繰越)	2,800 (2,800) 2,800 (翌年度 繰越)	2,800 (2,800)	1	(2)-①- イ		0313
漁港機能増進事業 (18) (平成29年度) (主)	1,783 (1,772) 1,160 (翌年度 繰越)	2,553 (2,532) 1,201 (翌年度 繰越)	1,724 (1,703) 477 (翌年度 繰越)	800	(1)-①-	_	0314
【TPP関連事業】 水産物輸出拡大連 (19) 携推進事業 (平成30年度) (主)	200 (翌年度 繰越)	199 (184) 201 (翌年度 繰越)	600 (172) 619 (翌年度 繰越)	-	(2)-①- イ	_	0315

水産バリューチェー ン事業 (平成31年度) (主)	-	1,378 (1,150)	2,387 (2,331) 2,122 (翌年度 繰越)	601	(2)-①- ア (2)-①- イ	-	0316
【TPP関連事業】 水産物輸出に係る衛 生管理計画等作成 支援事業 (平成30年度) (関連:3-4)	100 (翌年度 繰越)	100 (39)		-	(2)-①-	輸出先国・地域が求める衛生条件等に対応し、新たな輸出先国・地域への輸出や新たな品目の輸出を可能とするために必要な調査や計画の作成、申請等への支援を行うことにより、輸出障壁に対応する環境整備をすることで、水産物の輸出拡大に寄与する。	-
グローバル産地づく り推進事業 (平成31年) (関連:3-1,2)	_	189 (166)	433 (324)	986	(2)-①- イ	海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨に資する行為等の取組について支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	-
日本発の水産エコラ ベル普及推進事業 (平成30年度) (主)	70 (69)	58 (57)	_	-	(2)-①- イ	輸出先国の事業者に対して我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達することにより、市場の拡大等が可能となる。	-
( <b>24</b> ) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	_	_		-	(1)-①- T (1)-①- A (1)-②- A (1)-②- D (1)-②- + (2)-①- D (2)-②- T	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。	_
(25) 海岸法 (昭和31年)	-	-	_	-	(1)-②- ア〜エ	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と 保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支 え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	-

	水産加工業施設改 良資金融通臨時措 置法 (昭和52年)	-	-	_	-	(2)-①- ア	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。	-
	収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等: 租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (27) 収用交換等の場合の譲渡所得得等の特別控除[所得稅差第33条の4、第65条の2、第68条の73](昭和26年度)	<->	<->	<->	<->	(1)-②- ア、イ	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推 ・進を図る。 ・土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を効率的に進めることで目標の達成に 寄与する。	-
	公害防止用設備等 の固定資産税及び 都市計画税の課税 標準の特例[固定資 産税・都市計画税: 地方税法附則第15 条②] (昭和44年度)	<3>	<0.5>	<1.3>	<0>	(2)-①- ア	特定の公害防止関連施設を取得した場合に固定資産税の1/3~2/3の税額控除を行うことが出来る。 加工業者の負担軽減は適切な需給バランスの確保に寄与する。	-
政	(策の予算額[百万円]	57,760 <87,828>	71,157 <91,886>	78,740 <95,574>	54,980 <78,847>	<b></b>	開URL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	
政	(策の執行額[百万円]	55,488 <84,493>	68,895 <88,779>			<b>9</b> #	KL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	

#### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

			( <b>参考)</b> [額計(執	行額)				
	政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	度行政 事業 レビュー 事業番 号
(1)	【参考:復興庁より】 復興水産加工業等 販路回復促進事業 (平成24年度)	1,254 (1,159)	1,227 (1,080)	1,182 (990)	1,115	-	-	復-0111
(2)	【参考:復興庁より】 水産基盤整備事業 (補助) (平成24年度)	9,748 (9,111)	5,538 (5,472)	2,876 (2,725)	83	-	<del>-</del>	復-0112
(3)	【参考:復興庁より】 )農山漁村地域整備 交付金 (平成24年度)	10,974 の内数 (10,021 の内数)	15,085 の内数 (14,271 の内数)	13,025 の内数 (12,683 の内数)	1,035 の内数	(1)-②- ア〜エ	<del>-</del>	復-0113
(4)	【参考:国土交通省より】 り】 北海道開発事業(補助)のうち水産基盤 整備事業 (昭和26年度)	9,902	15,544 (15,487)	14,853 (14,806)	9,095	(1)-(1)- 7 (1)-(2)- ½ (1)-(2)- ½ (2)-(1)- ½ (2)-(2)- 7	_	国-0484
(5)	【参考:国土交通省より】 ) 離島振興事業のうち 水産基盤整備事業 (昭和28年度)	11,864	12,568 (12,268)	12,804 (12,499)	9,718	(1)-(1)- 7 (1)-(2)- $\frac{1}{2}$ (1)-(2)- $\frac{1}{2}$ (2)-(1)- $\frac{1}{2}$ (2)-(2)- $\frac{1}{2}$	_	国-0479

(6)	【参考:内閣府より】 水産基盤整備に必 要な経費 (平成13年度)	4,210 (4,200)	3,303 (3,278)	3,532 (3,518)	4,272	(1)-①- 7 (1)-②- 才 (1)-②- カ (1)-②- ‡ (2)-①- ヴ (2)-②- ア		-	内-0086
(7)	【参考:内閣府より】 地方創生推進交付 金 (平成28年度)	1,462 (889)	1,801 (1,286)	1,912 (1,233)	1,702	(1)-①- イ (1)-②- オ〜キ		<del>-</del>	内-0040
(8)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業 のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:2- 7,8,13,19)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	4,853 の内数 (4,809 の内数)	3,865 の内数	(1)-①- ア (1)-②- ア〜エ		-	国-0479
(9)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業 のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:2- 7,8,13,19)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	1,456 の内数 (1,456 の内数)	1,577 の内数 (1,577 の内数)	1,110 の内数	(1)-①- ア (1)-②- ア〜エ		-	国-0480
(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:2- 7,8,13,19)	の内数	11,657 の内数 (11,619 の内数)	12,590 の内数 (12,552 の内数)	9,363 の内数	(1)-①- ア (1)-②- ア〜エ		-	国-0484
						参照	≅URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

## 1. 用語解説

注1	漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係 る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3	水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4	再生漁場	堆積物除去等の実施により、効用を回復させた漁場。
注5	新規漁場	新たに整備した漁場。
注6	水産物の流通拠点となる漁港	主要な水産物の産地市場を開設している漁港。
注7	水産物の生産拠点となる漁港	地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港。
注8	高度な衛生管理対策	水産物の高度な衛生管理とは、陸揚げから流通・加工の一連の処理過程で、細菌等の混入を防ぐなどの管理の徹底を図ること。具体的には、漁港における衛生管理基準に基づき、清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の管理、排水処理施設の整備による港内水質管理、排水の滞留防止、鳥獣侵入防止施設など荷捌所における危害侵入防止、異物混入防止、屋外作業時の風雨等による危害侵入防止等の徹底を図り、その達成状況は、都道府県知事等の漁港管理者が判断する。